

該当制度一覧表（○：該当、△：一部該当）

手帳・等級など 制 度		身体障害者手帳						療育手帳				精神手帳			障害 基礎年金		難病 患者	概 要	
		1	2	3	4	5	6	㊤	A	B	C	1	2	3	1	2			
手当 ・ 年金	心身障害者（児）福祉手当	○						○							○			・月額3,000円（年1回3月末） ・施設入所者不可 ※1年以上の居住要件有	
	特別障害者手当	△						△				△			△			・日常生活に常時特別な介護を必要とする20歳以上の方（月額26,620円） ・施設入所者や3カ月以上入院の場合は非該当	
	障害児福祉手当	△						○	△									・日常生活に常時特別な介護を必要とする18歳未満の方（月額14,480円）・施設入所児は非該当	
	特別児童扶養手当	○						○		△									・日常生活に介護が必要な18歳未満の保護者（月額1級51,100円/2級34,030円 ・施設入所児は非該当
	児童扶養手当	△																・父または母が一定の障がいの状態にある場合	
	障害基礎・厚生年金等	△																	・国民年金法施行令の障害等級表による
	難病患者福祉手当																△	・月額3,000円（年2回9月末・3月末） ※医療受給者証の保有と1年以上の居住要件有	
	心身障害者扶養共済年金	○						○										・保護者に万一のことがあった場合に残された障がい児（者）に終身年金を支給する制度	
	手帳取得経費補助	○																	・障がい者手帳の取得経費を補助
医療	更生・育成医療	○																・障がい除去・軽減するための手術等の9割を保険者と公費で負担する制度 （育成医療については身体障害者手帳の有無は問いません。）	
	マル福・神福	○		△				○							○			・健康保険の自己負担を助成する制度。身体障害者手帳3級は内部障害かIQ50以下の方が該当	
	後期高齢者医療制度の早期適用	○			△			○				○						・65歳以上75歳未満の方 ・身体障害者手帳4級は下肢の一部と音声言語障害の方が該当	
福祉 用具	補装具費の支給	装具ごとに異なる														△	・身体の欠損部位や障がい部位を補うための福祉用具の購入・修理費用の一部を公費で負担する制度		
	日常生活用具の支給	状況により異なる															△	・日常生活用具の購入の一部を公費で負担する制度	
税の 軽減	所得税・住民税の障害者控除	○																	
	自動車税・自動車取得税の 免除	障害部位ごとで相違						○				○							
交通	JR・私鉄旅客運賃等割引	各社で規定																	
	路線バス無料バス交付	○																	・関東鉄道の路線バス（銚子駅～鹿島神宮駅間）が無料になるバス券（市内の停留所で乗降する場合） ※1年以上の居住要件有
	いばらき身障者等用駐車場 利用証	視・内部：4級以上 その他該当あり						○				○				△	・県内他30府県の障がい者等用駐車場で利用可能		
	全国の有料道路割引	○																・全国の有料道路料金が半額になる制度（2種は、障がい者本人運転のみ）	
	神栖市福祉タクシー	○						○				○				△	・医療機関への通院等の料金を助成		
	運転免許証取得費補助	○															・運転適正試験に合格した方		
	自動車改造費助成	△															・下肢又は体幹機能障害1・2級の方		
	駐車禁止除外の対象	△						○									・公安委員会交付の標章の掲示により駐車禁止から除外されます		
その 他	NHK 受信料の割引	△																	・障害者手帳をお持ちの方が居るご家庭のNHK 受信料が割引されます
	郵便葉書の無償配布	○						○									・通常郵便葉書を1人につき20枚配布（毎年4月1日から2カ月程度。最寄の郵便局）		

この表は、平成27年4月1日現在の主な制度を一覧にしたものです。一部変更されている場合があります。